東日本大震災復興特別区域法のQ&A（令和4年7月1日更新）

復興庁　復興特区班

目次

１　計画作成手続き
（１）協議会
　　ア　国と地方の協議会　…　Ｐ１
　　イ　地域協議会　…　Ｐ１
（２）国の柔軟な対応・地方の負担軽減　…　Ｐ１
（３）その他　…　Ｐ１
２　計画作成に対する国の支援　…　Ｐ１
３　計画記載事項
（１）復興産業集積区域　…　Ｐ２
（２）特定復興産業集積区域　…　Ｐ３
（３）業種の特定方法　…　Ｐ４
（４）対象とする業種　…　Ｐ４
（５）内容の熟度　…　Ｐ５
（６）その他　…　Ｐ５
４　税制上の特例の適用の可否　…　Ｐ６
５　税制上の特例に係る指定事業者等の指定までの手続き
（１）総論　…　P10
（２）各論　…　P13
（３）令和３年４月１日前に指定を受けた事業者の取扱い　…　P14
６　税制上の特例に係る指定事業者等の指定後の手続き
（１）総論　…　P16
（２）各論　…　P18
７　新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた措置　P19
８　特区法第43条に基づき地方税を課税免除又は不均一課税した場合の地方公共団体の減収に対する減収補填措置　…　P22
９　利子補給　…　P24
10　その他　…　P24

別添　３（１）⑥の事務連絡「復興産業集積区域の表示方法について」　…　P25
　　３（３）①の日本標準産業分類第13回改定分類項目新旧対照表　…　P27

	Q	A
1　計画作成手続き		
⑴ 協議会 ア　国と地方の協議会	①　復興推進計画を作成する際は、国と地方の協議会において議論しなくてはいけないのか。	復興推進計画作成にあたり、国と地方の協議会の関与はない。
⑴ 協議会 イ　地域協議会	①　復興推進計画の策定に当たり地域協議会は必ず設置しなければならないのか。	復興推進計画の策定に当たっては、一部の特例措置（食料供給等施設整備事業、復興特区支援貸付事業）を活用する場合を除き、地域協議会の設置は任意である。
	②　地域協議会はどのような単位で設置すればよいのか。例えば、施策のテーマや特例の中身毎に設置する必要があるのか。	地域協議会の設置及び設置する単位は、地方公共団体の判断であり、あくまでも地域の実情、プロジェクトの内容に即したものにしていただければよい。
	③　地域協議会は「地域協議会」という名称でなければならないのか。また、既存の検討会を地域協議会とみなしてもよいのか。	地域協議会という名称は法律上のものであり、同じ役割を担うのであれば、各地で独自の呼び方をしてもよい。また、既存の検討会を地域協議会としてもよい。
	④　復興推進計画の作成や地域協議会の設置については、議会の議決を必要とするのか。	復興推進計画の作成や地域協議会の設置について、議会の議決を義務付けているものではないが、各地方公共団体の判断で、議会にも説明し、必要に応じて議決を得て頂いて構わない。
⑵ 国の柔軟な対応・地方の負担軽減	①　３つの計画はバラバラに作成しなくてはならないのか。	記載事項のどの部分がそれぞれどの計画に該当するのか明確であれば、１つの計画として策定することも可能である。
	②　地方公共団体が既に策定した復興に係る計画を復興推進計画として活用することはできないのか。	どの部分がそれぞれどの計画に該当するのか明確であれば、地方公共団体が既に策定した復興に係る計画の中に復興推進計画等に係る事項を記載して、復興推進計画等と位置付けることも可能である。
⑶ その他	①　県が市町村の代わりに復興推進計画を作成することは可能か。	市町村の合意を得ることができれば、県がご指摘のような復興推進計画を作成することは可能である。また、県と市町村が共同して作成することも可能である。

2 計画作成に対する国の支援		
	①　計画作成に係る各種相談は、国のどこが対応するのか。	復興局・支所又は復興庁に、幅広くご相談頂きたい。
	②　市町村は、県を通じて国に相談しなければならないのか。	県を通じてご相談いただいても、市町村から直接国へご相談いただいても、どちらでも構わない。ただし、計画作成に当たり、市町村と県との間で、必要な連絡や調整は随時行っていただきたい。

	Q	A
３　計画記載事項		
(1) 復興産業集積区域	①　市町村（県）の区域全部を復興産業集積区域として定めることは可能か。	地方公共団体が復興産業集積区域を設定する際には、住宅地や自然環境の保全が必要な地域を除外するなど、最低限の事項を考慮した上で、産業集積の形成等を戦略的に推進すべき区域を地域の実情に応じて設定することとしており、市町村（県）の区域全域を対象とすることは想定していない。
	②　復興産業集積区域は、工業団地や都市計画法上の工業専用地域等に限定して定める必要があるのか。	工業団地や都市計画法上の工業専用地域や工業地域等の用途地域に限定されるものではないが、別途、基本方針において、復興産業集積区域に関し、「各種土地利用に関する計画又は方針との整合性を図り、住宅地及び住宅用地等の産業集積の形成及び活性化の推進に適さない区域を除外する等実態に応じた区域を定めるとともに、都市機能の無秩序な拡大を招かないよう十分配慮し、自然環境保全上重要な地域へ十分配慮する」こととされていることに留意していただきたい。
	③　一市町村に複数の復興産業集積区域を定めることは可能か。	可能である。
	④　「復興産業集積区域」は、既に一定の産業集積が形成されている区域も対象とすることは可能か。	既に一定の産業集積が形成されている区域であっても、地方公共団体が、当該区域において産業集積の形成及び活性化の取組を推進しようとする意思を有しているのであれば、当該区域を復興産業集積区域として設定することは可能である。 ただし、更なる産業集積が復興の円滑かつ迅速な推進及び雇用機会の確保に寄与する点について具体的に整理する必要がある（特に、当該地域が既に復興産業集積区域である場合には３（１）⑨を参照）
	⑤　複数の市町村の区域をまたいで復興産業集積区域を設定することは可能か。	可能である。ただし、産業集積の形成及び活性化の推進に当たり、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域をもって設定する必要がある。 なお、この場合には、県が復興推進計画を作成するか、複数市町村が共同して復興推進計画を作成する必要がある。
	⑥　復興推進計画において復興産業集積区域は必ず地番を用いて定めなければならないのか。	例えば、「〇〇市△△」「◆◆市●●町▼▼」のように、復興産業集積区域の境界を明確に定めることができるのであれば、地番を用いて定める必要はない。 ※詳細については、別添の平成24年４月９日付け事務連絡参照

	Q	A
３　計画記載事項（続き）		
(1) 復興産業集積区域	⑦　復興産業集積区域と復興居住区域は、重なり合う区域とすることはできないのか。	復興産業集積区域として既に定めた区域の中に、復興居住区域を定めることについては、当該復興産業集積区域内に復興居住区域を設定することが、土地利用上の用途の混在等による影響を生じる懸念がなく、また、集積を目指す業種の集積を妨げるものでない場合は可能である。
	⑧　農業以外の業種の集積を目指し、農地に復興産業集積区域を設定することは可能か。	農業以外の業種の集積を目指す復興産業集積区域を、現在農地である土地に定めることを禁止するものではないが、必要最低限の範囲で区域を定める、今後も農地として保全していくべき土地は対象にしない、等の点を考慮した上で区域を設定する必要がある。 また、現在の土地利用に関する規制上立地できない業種の集積を目指すこととする場合には、立地が可能となるための土地利用に関する計画又は方針の見直しが必要であることについて、復興推進計画において言及するとともに、関係行政機関との情報の共有及び規制上の手続が必要である。
	⑨　既存の復興産業集積区域に新たな区域を含める場合の留意点は何か。	東日本大震災からの復興という目的に照らして、やむを得ず新たな区域を設定する必要が生じた場合（例えば、防災集団移転促進事業の移転元地の活用促進など、復興政策上の重要課題への対応方針に即している区域を、従前からいたずらに拡大しない範囲で含める場合）には、そうした取扱いも否定されない。いずれにせよ、目標達成のための取組・事業を最も効果的かつ効率的に実施できるよう区域を定める必要がある。 （3(1)④、3(2)、3(5)も参照）
(2) 特定復興産業集積区域 ※　(1)のQ及びＡも参照のこと。	改正法の施行前の復興産業集積区域と同一の区域を特定復興産業集積区域として設定してよいか。	特定復興産業集積区域は、改正法の施行前における復興の状況等を勘案するとともに、産業集積の形成及び活性化を図ることの必要性を踏まえて適切に定められることとなるものである。その際、特定地方公共団体における東日本大震災からの復興のための取組等と整合性のあるものとなるよう留意する必要があり、具体的には、各年度における復興の進捗状況や特例の利活用状況等も踏まえて頂きつつ、個々の復興推進計画の区域内で、適宜、見直しを図っていただくことが望ましい。

	Q	A
３　計画記載事項（続き）		
(3)業種の特定方法	日本標準産業分類が改定され、平成26年４月1日から第13回改定による分類が適用されるが、復興推進計画を作成又は変更する場合には、どの分類を用いればよいのか。	認定される時期に応じて、以下のとおりとする。 【平成26年３月31日以前に認定された又は申請された復興推進計画】 ①産業分類の改定に対応するためだけの認定復興推進計画の変更又は申請書類の差替は要しない。 ②平成26年４月１日以降変更を申請する復興推進計画については、原則として改定前の産業分類（第12回改定）を用いるが、第13回改定の産業分類を用いることは妨げない。いずれの場合も、用いる産業分類の基準時点を明記する。 【平成26年４月１日以降、新たに申請する復興推進計画】 平成26年４月１日適用の第13回改定による産業分類を用いて、その基準時点を明記する。
(4) 対象とする業種	①　税制上の特例の対象となる集積を目指す業種について、全業種とすることは可能か。	全業種とすることは想定していない。 対象業種は、地域において戦略的にその集積の形成及び活性化を図ろうとする業種であることから、地域における産業振興の戦略に基づき、強みとなる地域特性や地域資源の活用を考慮して定めていただく必要があり、また、地域における集積の支援のための施策（津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の交付、関連する社会資本の整備等）との整合性を考慮して定めていただく必要がある。
	②　税制上の特例の対象となる集積を目指す業種について、既に集積が存在する業種を定めることは可能か。	既に地域において集積している業種を選ぶことは可能である。
	③　税制上の特例の対象は製造業に限定されるのか。	税制上の特例の対象となる業種は、地方公共団体が、復興推進計画において集積を目指す業種として定めたものであり、集積を目指す業種は製造業以外の業種を定めることも可能であるが、法第２条第３項第２号イの事業については、雇用機会の確保に寄与することが必要である。

	Q	A
３　計画記載事項（続き）		
（5）内容の熟度	復興推進計画に記載する復興推進事業について、必ず実施主体が決まっている必要があるのか。	計画作成時点において見込んでいる事業主体を復興推進計画に記載することで足りるが、そうした場合であっても、復興特区制度が活用可能になって以降、既に一定の期間が経過していることを踏まえると、これまでの産業集積の形成及び活性化の取組みとの関連に留意し、特定の業種を集積することが具体的に見込まれることを示す必要がある。
（6）その他	今後、産業集積の形成及び活性化に関する税制上の特例に特化した復興推進計画を作成する場合に、計画に記載しなければならない事項如何。	計画の区域、目標、目標を達成するために推進しようとする取組の内容等の他、主に以下の事項を記載する必要がある。 ・特定復興産業集積区域の区域 ・特定復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す業種 ・計画の区域内の雇用等被害地域

	Q	A
４　税制上の特例の適用の可否		
	①　税制上の特例のうち投資に係る特別償却・税額控除について、いつの時点の投資から対象となるのか。	復興推進計画が認定され、当該計画を作成した認定地方公共団体から指定を受けた事業者が、同計画に定められた特定復興産業集積区域内で対象となる減価償却資産を取得等をして事業の用に供した場合に、特別償却・税額控除が適用される。 なお、復興事業の進捗状況等を踏まえ、事業者が計画認定後に着工することとなるよう、復興推進計画の早期作成・変更に努めること。
	②　税制上の特例のうち投資に係る特別償却・税額控除について、法の施行前であるが平成23年３月11日以降に減価償却資産を事業の用に供した場合も適用されるか。	税制上の特例のうち投資に係る特別償却・税額控除は、法の規定により、法の施行以前に減価償却資産が事業の用に供された場合は適用されない。これは、企業の新規投資を促進するという政策目的のための税制であるという考え方に基づくものである。
	③　中古で取得した減価償却資産は、投資に係る特別償却・税額控除の対象となるのか。	震災特例法第10条第１項又は第17条の２第１項で「製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの」と規定されていることから、対象とならない。
	④　所有権移転外リースにより取得した減価償却資産は、投資に係る特別償却・税額控除の対象となるのか。	所有権移転外リースにより取得した減価償却資産は、投資に係る税額控除の対象となるが、震災特例法第10条第６項又は第17条の２第５項の規定により、特別償却の対象とはならない。
	⑤　法第38条の被災者雇用の税額控除について、雇用人数の基準はあるのか。	法第38条の被災雇用者等を雇用した場合の税額控除については、雇用人数に係る要件は設定されていない。
	⑥　法第38条について、税制の特例を受けるためには、新規雇用をしなければならないのか。	法第38条の場合、（震災特例法に規定する）被災雇用者等を雇用している場合に課税の特例を受けることができ、新規雇用を行う場合に限定されていない。
	⑦　法第38条について、「雇用」の形態については、正社員、パートなどの区別はないか。	雇用の形態については、特段の要件を定めていない。

	Q	A
４　税制上の特例の適用の可否（続き）		
	⑧　法第38条について、どの期間に被災雇用者等に対して支給した給与が、特例の対象となるのか。	指定の日から同日以後５年を経過する日までの期間（以下「適用期間」という。）に支給した給与等の額が対象となる。 したがって、事業年度の中途から適用期間が開始する（事業年度の中途に指定を受ける）又は事業年度の中途に適用期間が終了する（指定の日以後５年を経過する日が事業年度の中途である）事業年度については、適用期間に支給した給与等の額に限られる。
	⑨　法第38条について、被災雇用者等に対して支給した給与の原資に補助金が含まれている場合、特例の対象となるのか。	控除額の算定の基礎となる給与等支給額は、「支給する給与等の額のうち当該適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの」から「他の者から支払を受ける金額」を控除した金額とされている。 例えば、次に掲げる金額は後者に当たることから、給与等支給額に含まれない。 （1）補助金、助成金、給付金又は負担金その他これらに準ずるもの（以下「補助金等」という。）の要綱、要領又は契約において、その補助金等の交付の趣旨又は目的がその交付を受ける法人の給与等の支給額に係る負担を軽減させることであることが明らかにされている場合のその補助金等の交付額 （2）（1）以外の補助金等の交付額で、資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供に係る反対給付としての交付額に該当しないもののうち、その算出方法が給与等の支給実績又は支給単価（雇用契約において時間、日、月、年ごとにあらかじめ決められている給与等の支給額をいう。）を基礎として定められているもの （3）（1）及び（2）以外の補助金等の交付額で、法人の使用人が他の法人に出向した場合において、その出向した使用人に対する給与を出向元法人（出向者を出向させている法人をいう。）が支給することとしているときに、出向元法人が出向先法人（出向元法人から出向者の出向を受けている法人をいう。）から支払を受けた給与負担金の額（出向先法人の負担すべき給与に相当する金額に限る。）
	⑩　法第38条について、実際に被災雇用者等を雇用する前に指定を受けることはできるのか。（例：雇用開始時期が令和４年4月1日以降で、同年3月31日までの指定を希望する場合）	指定の時点において、「指定に係る復興推進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること」等、法施行規則第11条に定める要件を満たす事業者であれば、被災雇用者等の雇用が令和４年４月1日以降であっても、法第38条の指定を受けることができる。 ただし、特例の対象となる給与等は、適用期間に支給したものに限られる。 （４⑧を参照）

	Q	A
４　税制上の特例の適用の可否（続き）		
	⑪　指定事業者等が、年度ごとに適用する課税の特例を変更することは可能か。	可能である。 ただし、適用する全ての税制上の特例について、指定事業者（法人）事業実施計画書（以下「事業実施計画書」という。）の作成を行い、指定事業者として指定を受ける必要がある。また、特例の適用を受ける事業年度であるか否かにかかわらず、指定を受けている全ての特例について、事業年度終了後１か月以内に復興推進事業実施状況報告書（以下「実施状況報告書」という。）を提出しなければならない。 なお、当該年度に適用を受けない特例に係る指定について、その点のみを理由として、指定の取下げや指定の有効期間の短縮をする必要はないが、法施行規則に定められた実施状況報告書の提出等は行うこととなることに留意する必要がある。
	⑫　法施行規則第17条第１項第10号ロの要件は、区域外事業所を複数有する場合は、個々の区域外事業所の従業員数が当該要件を満たせばよいのか、有する全ての区域外事業所の合計の従業員数が当該要件を満たす必要があるのか。	有する全ての区域外事業所の合計の従業員数が当該要件を満たす必要がある。

	Q	A
４　税制上の特例の適用の可否（続き）		
	⑬　「主たる業務」（法施行規則第17条第１項第10号イ）とは、具体的にどういったものか。	基本方針にあるとおり、その法人が実施する復興推進事業に係る業務であって、当該復興推進事業の内容である業務を示す日本標準産業分類の分類に応じ、当該分類の定義として日本標準産業分類において記載されている内容を実施する業務を指す。 具体的には、例えば、日本標準産業分類における「0923水産練製品製造業」は、「主としてかまぼこ、焼ちくわ、揚げかまぼこなどの水産練製品及び魚介類（鯨を含む）を原料として魚肉ハム・ソーセージを製造する事業所をいう。」と定義されているが、この場合、まさに水産練製品や魚肉ハム・ソーセージの製造を行う業務が「主たる業務」である。一方、消費者の購買動向に関する調査を行う業務や、製造した水産練製品や魚肉ハム・ソーセージの卸売業、小売業への営業を行う業務は、水産練製品製造業の「主たる業務」には当たらない。 この場合、自ら製造したものではなく他社の製造した水産練製品や魚肉ハム・ソーセージの卸売業、小売業への営業を行う業務などの、指定法人が実施する復興推進事業とは何ら関係の認められない業種に係る業務を実施している場合には、当該法人は、復興推進事業以外の事業を実施しているものとされ、法施行規則第17条第１項第１号の「復興推進事業のみを実施する法人」であることの要件を欠くものと認められるので、留意が必要である。
	⑭　法施行規則第17条第１項第３号の金額には消費税が含まれるのか。	その法人が税込経理方式を採用していれば消費税を含めた額を取得価額とし、税抜経理方式を採用していれば消費税を除いた額を取得価額とする。

	Q	A
５　税制上の特例に係る指定事業者等の指定までの手続き		
（１）総論	①　事業者が指定の申請をしたが指定を受けられなかった場合、再申請をしてもいいか。	指定要件を満たさなかった事業者が、後に指定要件を満たすようになったときには、再申請を行うことが可能である。
	②　既に指定を受けた事業者が、当該指定の有効期間が終了した後、同一の特例について再度指定を受けることは可能か。	同一の事業者が、同一の市町村の区域内で行う復興推進事業について、同一の復興推進計画に基づき、同一の特例に係る指定を再度受けることは、認められない。（※） なお、指定を受けた後であっても、法施行規則に規定された範囲内で、指定の有効期間を変更することができる。 （※）令和３年４月１日前に5⑶①の旧計画に基づき指定を受けた事業者が、当該指定の有効期間が終了した後に、当該指定に係る事業と同一内容の事業について、5⑶①の新計画に基づき指定を受け、再度同一の特例を適用することは認められない。指定の手続き上、旧計画と新計画は同一の計画として取り扱うこととしており、このことは５⑶⑤の有効期間の考え方においても同様である。
	③　指定の有効期間は、どのように定めればよいか。例えば、ある特定の事業年度には課税の特例を受ける予定があるが、当該事業年度の次の事業年度以降については、復興推進事業は継続するものの課税の特例を受けるかどうか未定である場合はどうか。	指定の有効期間は、指定に係る事業実施計画期間を踏まえて付することとしており、当該期間内において税制上の特例を受けることができる。 したがって、復興推進事業が継続し、課税の特例を受ける可能性がある期間については、指定の有効期間とすることが望ましい。 なお、指定を受けた後であっても、法施行規則に規定された範囲内で、指定の有効期間を変更することができる。
	④　認定地方公共団体が法人等の指定や実施状況報告書の認定を行うにあたって、復興庁等への協議は必要か。	認定地方公共団体が指定や認定を行うに際し、協議などの国の事前の関与はない。
	⑤　認定地方公共団体による指定や実施状況報告書の認定に対し、国は全く関与しないのか。	国は、認定地方公共団体に対して、認定復興推進計画の実施状況について報告を求めたり（法第７条第１項）、認定復興推進計画の適正な実施のために必要な措置を講ずることを求めることができる（法第８条第１項）。これらの対象には、認定地方公共団体の指定や実施状況報告書の認定も含まれる。

	Q	A
５　税制上の特例に係る指定事業者等の指定までの手続き（続き）		
（１）総論	⑥　指定の申請はどの認定地方公共団体に行えばよいのか。	事業を実施する場所（事業所等が立地する場所）を含む特定復興産業集積区域がその区域の一部である認定地方公共団体に対して行う。 【法第37条の特例に係る指定申請の場合】 個人事業者又は法人が施設又は設備を新増設して事業の用に供する特定復興産業集積区域がある認定地方公共団体に対して行う。 【法第38条の特例に係る指定申請の場合】 個人事業者又は法人が被災雇用者等を雇用している又は雇用しようとする事業所等が所在する特定復興産業集積区域がある認定地方公共団体に対して行う。 【法第39条の特例に係る指定申請の場合】 個人事業者又は法人が開発研究用の資産の取得等をして開発研究の用に供する特定復興産業集積区域がある認定地方公共団体に対して行う。 【法第40条の特例に係る指定申請の場合】 新規立地促進税制の適用を受けようとする法人の本店が所在する特定復興産業集積区域がある認定地方公共団体に対して行う。
	⑦　複数の市町村の区域にまたがっている特定復興産業集積区域に関して指定の申請をする場合、指定の申請先はどうなるのか。	複数の市町村の区域にまたがっている特定復興産業集積区域に関して指定の申請を行う場合は、事業者が事業を実施する場所を所管する市町村に対してそれぞれ申請を行うこととなる。
	⑧　県及び市町村が共同で作成した認定復興推進計画に関して、指定の申請をする場合、指定の申請先はどうなるのか。	予め申請先として定められた認定地方公共団体に対して申請を行う。申請先が定められていない場合、県又は市町村のどちらでも構わないが、指定の申請をする事業者の混乱を避けるため、あらかじめ県と市町村で調整を行い、指定の申請先を決めておくことが望ましい。

	Q	A
５　税制上の特例に係る指定事業者等の指定までの手続き（続き）		
（１）総論	⑨　すぐに適用されない特例に関しても指定の申請をしてよいのか。	指定の申請は、事業者の判断で行うことができる。
	⑩　特例ごとに指定を受けなければならないのか。	特例の対象となる事業者の活動内容が異なることや、特例によっては他の特例と指定の要件が異なることから、指定は受けようとする特例ごとに受けていただく必要がある。
	⑪　複数の特例に係る指定の申請をまとめて行うことは可能か。	複数の特例に係る指定の申請を同時に行うことは可能であるが、それぞれの特例ごとに、別記様式が定められており、記載する内容や添付書類も異なるため、それらの必要書類を省略することはできない。ただし、共通の添付書類がある場合に、全てを原本にせず、原本が一部あれば、残りを写しで代用することは認められる。
	⑫　事業者は、複数の業務を行っていることが想定されるところ、指定申請書及び事業実施計画書に記載する「実施する復興推進事業」については、主業、従業の関係はないものと考えてよいか。	指定事業者事業実施計画書における「実施する復興推進事業」については、主業であるか従業であるかは問わない。
	⑬　法第37条から法第40条の国税の特例に関して、複数の市町村に事業所を持っている事業者が特例を受けるに当たり、それぞれの事業所ごとに、適用する特例を変えて指定を受けることは可能か。	指定は特例ごとに受けることとされており、事業所ごとに、適用する特例を変えて指定を受けることは可能。 ただし、課税の特例は事業所ごとではなく、事業者が適用を受けるものであることから、一の事業年度において選択適用とされている法第37条、第38条及び第40条に係る課税の特例については、事業者単位で選択することとなり、事業所ごとに異なる特例を選択することはできない。
	⑭　日本標準産業分類が改定され、平成26年４月1日から第13回改定による分類が適用されるが、指定において、どのような影響が生じるのか。	指定の手続においては、関係する認定復興推進計画に用いられている日本標準産業分類の分類と同じ分類を用いる必要がある。 したがって、仮に、認定復興推進計画において、新しい分類を用いていれば、指定手続はこれに従う必要がある。
	⑮　新規立地促進税制に関する法施行規則の平成26年度改正前に指定を受けた法人や、区域外事業所を設置する予定のない法人については、提出する事業実施計画書や実施状況報告書は従前のものでよいか。	区域外事業所を有しない又は有する見込みのない法人についても、区域外事業所がないことを確認する必要があるため、今後、法施行規則の規定に基づく事業実施計画書や実施状況報告書の提出の際に、平成26年度改正後の様式によって提出することが必要である。 なお、区域外事業所を有しない法人については、平成26年度改正後の様式のうち一部の項目への記載は要しないこととされている。

	Q	A
５　税制上の特例に係る指定事業者等の指定までの手続き（続き）		
（２）各論	①　法施行規則第8条第1項第5号ロの「内閣総理大臣が定める基準」とは何か。	「東日本大震災復興特別区域法施行規則第八条第一項第五号ロの内閣総理大臣が定める基準」（平成28年復興庁告示第27号）のとおり。 なお、当該告示の「次に掲げる基準に適合する東日本大震災からの復興に資する計画として内閣総理大臣が認めた計画」とは、東日本大震災被災地域におけるまちなか再生計画に関する通知について（平成26年3月20日付け復本第379号内閣総理大臣通知）の規定に基づき認定されたまちなか再生計画である。
	②　法第39条の適用を受けることを想定しているが、確定申告段階で認められない場合に備えて法第37条の指定も受けておきたい。 このような場合、法第37条及び第39条の指定申請を行うに際し、双方の事業実施計画書に同一資産を記載して指定を受けることは可能か。	法第37条及び第39条それぞれの指定要件に該当すれば、同一資産を双方の指定事業者実施計画書に記載して法第37条及び第39条の指定を受けることは可能である。 しかしながら、同一の資産について法第37条及び第39条双方の課税の特例を二重に適用することはできないので、その点を注意していただきたい。
	③　平成28年4月１日以降に法第４０条の指定を受ける法人について、指定を受ける事業年度における投資額が３千万円未満であっても指定を受けられるのはどのような場合か。	指定を受ける事業年度から３事業年度以内の投資額の累計が５千万円以上となる見込みの場合、指定を受けることができる。その際、投資額の累計が５千万円に到達した事業年度から再投資等準備金を積み立てることが可能となる。（ただし、再投資等準備金を積み立てられるのは、指定を受けた日から５年を経過した日を含む事業年度までの間に限る。）

	Q	A
５　税制上の特例に係る指定事業者等の指定までの手続き（続き）		
（３）令和３年４月１日前に指定を受けた事業者の取扱い	①　令和３年４月１日前に岩手２号、宮城１号、宮城２号、宮城７号、宮城10号、福島２号、福島55号の復興推進計画（以下「旧計画」という。）に基づき認定地方公共団体から指定（以下「旧指定」という。）を受けた事業者（当該指定の有効期間が令和３年４月１日以降である事業者に限る。）が、令和３年４月１日以降も、引き続き税制特例を適用する場合の取り扱いはどうなるのか。	令和３年４月１日前に、旧計画に基づき法第37条第１項又は第39条第１項の指定を受けた事業者で、令和３年４月１日以降に、新計画（※）に定める特定復興産業集積区域の区域内で、対象資産を事業の用に供して、改正法による改正後の法第37条又は第39条に基づく特例措置の適用を受けようとする事業者（以下「該当事業者」という。）については、旧指定の根拠となる復興推進計画が新しくなることに伴い、令和３年４月１日以降は、新計画に基づく指定を受け直す必要がある。 （※）新計画：岩手35号、宮城88号、宮城89号、宮城90号、宮城91号、福島131号、福島132号の復興推進計画
	②　該当事業者については、令和３年４月１日以降、新計画に基づき再度指定の申請を行う必要があるとのことだが、旧指定に係る申請書の変更届出（施行規則第10条第７項又は第16条第７項）を提出すれば足りるのか。	該当事業者は旧指定に係る変更ではなく、令和３年４月１日以降に、新計画に基づき再度指定の申請をしていただく必要がある。
	③　該当事業者はいつからいつまでの間に再度指定を申請しなければならないのか。また、申請の際は、通常の指定の申請と同様に、関係書類等を添付する必要があるのか。	令和３年４月１日から相当な期間までの間に指定の申請をしていただく必要がある。その際には、事業実施計画書（別記様式第二の四又は別記様式第四の四）のみを提出すればよく、通常の指定の申請に必要な添付書類（施行規則第10条第１項各号又は第16条第１項各号に定める書類）は不要である。
	④　③の相当の期間とはどれくらいの期間をいうのか。	対象資産を取得等する前、かつ、旧指定の有効期間の満了日までに指定を受けられるよう申請を行うことが原則である。ただし、令和３年４月１日以降速やかに事業着手の必要がある場合等真にやむを得ない場合については事後となることもあり得るが、遅くとも特例の適用を受けようとする同一事業年度内には指定を受ける必要がある。

	Q	A
５　税制上の特例に係る指定事業者等の指定までの手続き（続き）		
（３）令和３年４月１日前に指定を受けた事業者の取扱い	⑤　該当事業者が再度指定を申請した場合、指定の有効期間はいつまでとなるのか。	法第37条第１項の指定の場合は、旧指定の日から起算して10年を超えない範囲内、法第39条第１項の指定の場合は、旧指定の日から起算して６年を超えない範囲内において、認定地方公共団体が指定の有効期間を付することとなる。
	⑥　５⑶③の相当な期間までに関係書類等を添付せず提出すれば足りるというのは、該当事業者が、令和３年４月１日以降に旧指定に係る事業と別の事業を行う場合も適用されるのか。	５⑶③は、令和３年４月１日以降に再指定の申請をする際に提出する指定事業者実施計画が旧指定に係る指定事業者実施計画と同一性を失わない範囲である場合に限り適用されるものであり、それ以外の場合（例えば旧指定事業者が旧指定に係る事業とは別の事業を行う場合）は、通常の指定の申請手続と同様の手続を経る必要がある。
	⑦　令和３年４月１日前に、旧計画に基づき、法第38条の指定を受けた事業者で、当該指定の有効期間が令和３年４月１日以降である事業者（以下「旧38条事業者」という。）については、再度指定を受け直す必要はないのか。	必要はない。法第38条に基づく特例措置については、令和３年４月１日前に同条の指定を受けていれば、指定を受けた日から５年を経過するまでの間は（令和３年４月１日を超えても）、従前どおりの特例措置を適用できる。このため、旧38条事業者が令和３年４月１日以降に、旧指定に係る事業を行った場合でも、旧計画に基づく旧指定をもって、法第38条に基づく特例措置を適用することができる。 なお、令和３年４月１日以降、旧38条事業者に係る実施状況報告書の提出等については、改正後の法及び施行規則に基づき行うものとする。
	⑧　令和３年４月１日前に、旧計画に基づき、法第40条の指定を受けた事業者で、当該指定の有効期間が令和３年４月１日以降である事業者（以下「旧40条事業者」という。）については、再度指定を受け直す必要はないのか。	必要はない。法第40条に基づく特例措置については、令和３年４月１日前に同条の指定を受けていれば、指定を受けた日から５年を経過する日を含む各事業年度においては（令和３年４月１日を超えても）、従前どおりの特例措置を適用できる。このため、旧40条事業者が令和３年４月１日以降に、旧指定に係る事業を行った場合でも、旧計画に基づく旧指定をもって、法第40条に基づく特例措置を適用することができる。 なお、令和３年４月１日以降、旧40条事業者に係る実施状況報告書の提出等については、改正法附則第５条の規定により、改正前の法及び施行規則に基づき行うものとする。

	Q	A
６　税制上の特例に係る指定事業者等の指定後の手続き		
（１）総論	①　指定事業者等が実施状況報告書を提出するタイミングはいつか。	指定事業者等は、当該指定事業者の事業年度終了後１か月以内に認定地方公共団体へ提出し、報告することが必要である。 （例） 法人の場合：事業年度末が３月31日の会社であれば、４月末日が提出期限。 個人事業者の場合：課税期間は暦年（１月から12月）であるため、１月末日が提出期限。
	②　復興特区税制を活用しない事業年度がある場合、当該事業年度終了後に実施状況報告書を提出しなくてもよいか。	指定事業者等は、復興特区税制を活用する事業年度であるか否かにかかわらず、事業年度終了後１か月以内に実施状況報告書を提出しなければならない。
	③　設備投資や被災雇用者等の雇用等が認められない事業年度の実施状況報告について、認定しない旨の通知を行うのか。また、指定を取り消さなければならないか。	設備投資や被災雇用者等の雇用等が認められない事業年度における実施状況報告であっても、事業実施計画に沿って復興推進事業を適切に実施していると認められるときは、認定書を交付するものとする。 また、指定に係る復興推進事業の実施が見込まれなくなるなど、指定事業者等の要件を欠くに至ったときは当該指定を取り消すこととなるが、特定の事業年度に設備投資や被災雇用者等の雇用等が認められないことのみをもって、当該要件を欠くと認めることは妥当でない。
	④　事業実施計画書の変更があった場合はどうすればよいのか。	指定事業者は、申請書に係る記載事項や指定事業者事業実施計画書の内容に変更があった場合は、遅滞なくその旨を認定地方公共団体に届け出なければならない。
	⑤　変更の届出が不要となる場合はあるのか。	申請書に係る記載事項や事業実施計画書の内容の変更が軽微であれば、届出は不要であり、その内容で実施状況報告書を作成・提出すればよい。 （軽微な変更の例：設備投資の内容の変更を伴わないものであり、かつ、同一事業年度内に取得した設備の事業の用に供した年月日の相違又は取得予定していた設備の取得価額の相違。） なお、軽微な変更か否かの判断が難しい場合は、指定を行った認定地方公共団体又は復興局・支所若しくは復興庁へ問い合わせ願いたい。

	Q	A
６　税制上の特例に係る指定事業者等の指定後の手続き（続き）		
（１）総論	⑥　認定地方公共団体は、指定事業者の指定に係る申請に対し指定しない場合、指定事業者の指定を取り消した場合又は指定事業者から提出された実施状況報告書に対し認定しない場合において、行政不服審査法に基づく教示を行う必要があるのか。	行政不服審査法第82条に基づく教示については、認定地方公共団体において別途行うこと。その際、別記様式の余白に教示を記載することを妨げるものではない。 【記載例】 なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に〇〇県知事（又は□□市長など）に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をすることができる。 また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から６か月以内に県（又は市町村）を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。
	⑦　指定事業者等から変更の届出があり、指定書に記載された事項に変更がある場合の、指定書の取扱如何。	指定事業者等に交付している指定書に記載された事項のうち、指定事業者等の名称や指定要件に関する内容等の重要と認められる事項に変更がある場合は、既に交付している指定書の返還を受けたうえで、変更後の事項が記載された指定書を指定事業者等に対し交付するのが望ましい。 この場合、当初の指定書に記載された文書日付や指定申請日付などは、変更せず記載したうえで、変更後の事項が記載された指定書を交付する日付を明記することが必要である。 なお、指定の有効期間については、記載事項の変更に伴い指定の有効期間の変更が生じる場合でない限り変更しないこととし、指定の有効期間の変更が生じる場合には、当初の指定日を始期として法施行規則に規定された範囲内で変更すること。 重要と認められる事項の判断や、変更後の指定書の作成の仕方等で不明な点がある場合は、復興局・支所若しくは復興庁へ問い合わせ願いたい。

	Q	A
６　税制上の特例に係る指定事業者等の指定後の手続き（続き）		
（１）総論	⑧　指定の取下げとは何か。また、どのような場合に指定の取下げをする必要があるのか。	指定事業者等は、申請に係る書類の記載事項に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を認定地方公共団体に届け出ることとされているところ、指定の取下げとは、この変更の届出の態様の一つと考えられる。 指定の取下げを認定地方公共団体が認めることにより、指定の有効期間を短縮し、指定の効力が終了することとなる。 指定の取下げは、特例の対象となる設備投資を全く行わず、事業実施計画書に記載した復興推進事業を行わないことになる場合など指定事業者等の要件を欠くことが明らかであるときになされることを想定している。 したがって、実際に特例の適用を受けないことのみをもって、指定の取下げをする必要はない。 なお、指定の取下げをした事業者に対し、特段の事情がない限り、再度指定を行っても産業集積の形成及び活性化を図ることにつながるとは考えられず、このことは指定の要件の一つである「事業実施計画が認定復興推進計画に適合するものであること。」に該当しないため、指定の取下げをした当該事業者を再度指定することはできない。 指定の取下げに係る書面の様式は規定されていないが、記載事項の変更と同様に、変更後の記載事項（有効期間等）を記載した指定書を、当初の指定書と差し替えて交付することが望ましい。
（２）各論	①　建築物整備事業に関し、震災特例法施行規則第３条の２第２項、第６条の２第２項又は第９条の２の書類とは何か。	法施行規則第９条第２項の規定に基づき、認定地方公共団体が当該建築物整備事業を適切に実施していると認定したことを証する書面（当該認定の概要を記載した書面）「別記様式第２の２」を交付することとしている。 なお、指定事業者は確定申告の際、同条第１項の規定に基づき実施状況報告の際に提出した実施状況報告書「別記様式第２の１」の写しを「別記様式第２の２」に添付いただきたい。
	②　法第40条第１項の指定法人から変更の届出があり、新たに区域外事業所を有することとなった場合など、該当する指定要件に変更がある場合の指定書の取扱如何。	変更により、該当する指定要件に変更がある場合は、既に交付している指定書の返還を受けたうえで、変更後に該当する指定要件が列記された指定書を指定法人に対し交付するのが望ましい。

	Q	A
7　新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた措置		
	①　どのような措置なのか。	令和３年４月１日以後に復興特区税制の対象外となる区域において、同日前に認定地方公共団体の指定を受けた事業者が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置（以下「新型コロナウイルス感染症等」という。）の影響により同日前に対象資産の取得等をして対象事業の用に供することができなかった場合でも、同日から令和６年３月31 日までの間にその対象資産の取得等をして対象事業の用に供したときは、従前どおり、特例措置を適用できることとするもの。
	②　復興特区税制全てについて適用されるのか。	法第37条及び法第39条に基づく特例措置が適用対象となる。
	③　どのような要件を満たせばよいのか。	以下５つの要件を満たすことが必要である。 ⑴　令和３年３月31日までに事業者の指定を受けていること ⑵　本来であれば令和３年３月31日までに対象資産を事業の用に供する予定であったこと ⑶　新型コロナウイルス感染症等の直接的な影響により、対象資産を事業の用に供することができなかったこと ⑷　令和６年３月31日までに対象資産を事業の用に供すること ⑸　その他の復興特区税制の適用要件を満たしていること
	④　７③⑶の「新型コロナウイルス感染症等の直接的な影響により、対象資産を事業の用に供することができなかったこと」とは具体的にどのような場合なのか。	例えば、以下のような場合が該当する。 ・海外から部材が届かない等、設備機器等の納入の遅れにより工事が進まない場合 ・海外から技術者が入国できない等、出入国制限及び渡航制限等により工事が遅れる場合 ・同感染症のまん延により従業員が出社できない等、会社そのものの営業ができない場合 なお、景気の先行きが不透明であるなど、一般的な景況判断から設備投資を控えるようなケースは対象とならない。

	Q	A
７　新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた措置（続き）		
	⑤　令和３年４月１日以降は受けられないはずの復興特区税制の適用を、要件を満たすことにより令和３年４月１日以後も受けられるということか。	７③の要件を満たしていれば、令和３年４月１日以後に事業の用に供した資産について復興特区税制の適用を受けることができる。この場合には、特別償却割合や税額控除割合については、改正前の特別償却割合や税額控除割合が適用される。
	⑥　適用を受けようとする場合、どのような手続きが必要なのか。	以下の３つの手続きを経る必要がある。 （様式の記載例については、復興庁ウェブサイト※にてダウンロード可能。 ※　https://www.reconstruction.go.jp/topics/000523.html ⑴　新型コロナウイルス感染症等の影響による事業実施計画書の変更を認定地方公共団体に届け出る。その際、変更の内容が分かる書類として、７③⑵及び⑶の要件を満たしていることを示す書類をあわせて提出する。 ⑵　令和３年３月31日を含む事業年度の実施状況報告において、報告書に同感染症等の影響により同日までに事業の用に供することができなかった資産の設備名等を記載し、提出する。 ⑶　同感染症等の影響で令和３年３月31日までに事業の用に供することができなかった資産を事業の用に供した事業年度における実施状況報告にて、当該資産を事業の用に供したことを報告する。なお、対象資産は令和６年３月31日までに事業の用に供する必要がある。
	⑦　７⑥⑴の事業実施計画書の変更届出の際、具体的にどのような書類を提出すればよいのか。	７③⑵の「本来であれば令和３年３月31日までに対象資産を事業の用に供する予定であった」ことを示す書類としては、契約書、当初の事業実施計画、工期・期日について合意されていることを証する書類等が挙げられる。 また、７③⑶の「新型コロナウイルス感染症等の直接的な影響により、対象資産を事業の用に供することができなかったこと」を示す書類としては、（契約の相手方・取引先が作成する）同感染症の具体の影響により設備投資に係る工事等が遅れた旨を示す理由書、理由書の内容を証する書類（変更理由の記載のあるもの）、指定事業者及び取引先（納入事業者）の連名による納期変更に係る覚書、出入国制限・渡航制限・移動制限等があった旨を証する書類等が挙げられる。

	Q	A
7　新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた措置（続き）		
	⑧　７⑥(1)の事業実施計画書の変更届出はいつまでに提出すればよいのか。	変更が生じてから遅滞なく（遅くとも令和３年３月31日を含む事業年度の実施状況報告提出時までに）提出する必要がある。
	⑨　いつまでに事業の用に供する必要があるのか。事業の用に供するときまで、事業者の指定の有効期間が継続している必要があるのか。	令和６年３月31日までに事業の用に供する必要がある。また、事業の用に供するときまで、事業者の指定の有効期間が継続している必要がある。このため、７⑥(1)の事業実施計画書の変更届出の際に、必要に応じて、指定の有効期間を変更していただきたい。
	⑩　確定申告において書類の添付は必要なのか。	確定申告において書類の添付は不要であるが、事業の用に供した事業年度における認定書及び実施状況報告書の写しについては税制の適用の前提となる書類であり、税務調査の際に必要となる場合があることから保存しておく必要がある。なお、確定申告の具体的な手続きについては、税務署に問い合わせ願いたい。

	Q	A
８　特区法第43条に基づき地方税を課税免除又は不均一課税した場合の地方公共団体の減収に対する減収補塡措置		
	①　指定事業者等が指定の日以前に施設等を新設又は増設した場合、当該施設等に係る事業税、不動産取得税及び固定資産税（以下「対象地方税」という。）を、課税免除した場合の減収は、減収補塡の対象となるか。	法第37条、第39条又は第40条に基づく課税の特例（第40条は再投資設備等の特別償却の適用のみ。以下この分類において「対象国税」という。）の適用を受ける施設等（以下この分類において「対象施設等」という。）の新設又は増設を行う前に指定を受けることが原則である。ただし、対象施設等の新設又は増設後においても、当該事業者が当該対象施設等に係る課税までの間に、速やかに指定申請を行い、指定を受ければ、当該対象施設等に係る対象地方税を課税免除した場合の減収は減収補塡の対象とされる。
	②　指定事業者等が、復興推進計画の認定日前に売買により取得し、当該計画の認定日後に取得に関する登記を行った土地に係る不動産取得税の課税免除は、減収補塡の対象となるか。	この場合の不動産取得税の課税の起因日は売買契約日であり、課税の起因日が、復興推進計画の認定日より前である対象地方税を課税免除した場合の減収は、減収補塡の対象とされていない。
	③　法第37条に基づく課税の特例の適用を受ける農業用のビニールハウスの敷地である土地に係る固定資産税を課税免除した場合の減収は、減収補塡の対象となるか。	「当該対象施設等である家屋の敷地である土地」に係る固定資産税を課税免除した場合の減収が減収補塡の対象とされているため、償却資産である農業用のビニールハウスの敷地である土地に係る固定資産税の課税免除は、対象とされていない。
	④　不動産取得税及び固定資産税を課税免除した場合の減収に対する減収補塡の対象となる「当該対象施設等である家屋の敷地である土地」の範囲はどこまでか。	当該対象施設等である家屋の垂直投影部分に限るとされている。
	⑤　指定事業者等が、施設等を新設又は増設したものの、赤字決算で特別償却等の適用の効果が得られないことから確定申告において対象国税の課税の特例の適用を受けなかった場合、当該施設等の新設又は増設に係る対象地方税を課税免除した場合の減収は、減収補塡の対象となるか。	対象施設等については、対象国税の課税の特例の適用を受けていなくても、対象国税の課税の特例の適用を受けることができる施設等に係る対象地方税を課税免除した場合の減収は、減収補塡の対象とされている。
	⑥　法第37条及び第38条の指定を受け、施設等の新設又は増設を行ったが、法第37条の課税の特例ではなく、法第38条の適用を受けた場合、当該施設等に係る対象地方税を課税免除した場合の減収は、減収補塡の対象となるか。	対象とされている。（上記８⑤参照） ただし、法第37条についての実施状況報告書の認定を受けなかった場合は、対象国税の適用を受けることができる施設等に該当しないため、当該施設等に係る対象地方税を課税免除した場合の減収は、減収補塡の対象とならない。

	Q	A
８　特区法第43条に基づき地方税を課税免除又は不均一課税した場合の地方公共団体の減収に対する減収補塡措置（続き）		
	⑦　指定事業者等が施設等を新設したが、認定地方公共団体から実施状況報告書の認定を受けることができなかった場合、当該施設等に係る対象地方税を課税免除した場合の減収は、減収補塡の対象となるか。	認定地方公共団体の指定を受けても、その後において、実施状況報告書の認定を受けることができなかった施設等に係る対象地方税を課税免除した場合の減収は、減収補塡の対象とされない。
	⑧　法第40条のみ指定を受けている法人が、指定要件となっている機械等の投資（３億円、中小企業者等は３千万円又は３年で５千万円）を行ったが、当該機械等に係る対象地方税を課税免除した場合の減収は、減収補塡の対象となるか。	対象とされていない。法第40条に基づく課税の特例の適用を受ける施設等に係る対象地方税を課税免除した場合の減収に対する減収補塡の対象は、再投資設備等の特別償却の適用を受ける施設等に限られている。
	⑨　法第37条又は第39条の指定事業者が新設又は増設した法第40条の指定要件となっている機械等の投資について、当該機械等に係る対象地方税を課税免除した場合の減収は、減収補塡の対象となるか。	当該事業者の当該投資が法第37条又は第39条の課税の特例の適用を受けることができる（法第37条又は第39条の実施状況報告書の認定を受ける）場合は、対象とされる。
	⑩　法第41条の指定事業者が新築された法第41条の指定要件となっている被災者向け優良賃貸住宅を取得等して、賃貸の用に供した場合、当該住宅に係る対象地方税を課税免除した場合の減収は、減収補塡の対象となるか。 ※　法第41条に基づく特例の適用期限は、令和３年３月31日まで。	対象とされていない。

	Q	A
９　利子補給		
	①　利子補給を受けるために必要となる手続きはどのようなものか。	利子補給による支援を受けるに際しては、復興推進計画を作成する前に、復興庁において実施している公募に申請する必要がある。具体的な手続き及び対象事業の要件等については、同庁ウェブサイトに掲載されている最新の公募要領を参照されたい。
	②　利子補給の復興推進計画に係る手続きや記載事項はどのようなものか。	復興推進計画には、計画の区域、目標、目標を達成するために推進しようとする取組の内容等の他、貸付けの対象となる事業が、復興推進計画の目標を達成する上で中核となるものであり、かつ、個別プロジェクトであることが必要である。 （個別プロジェクトの記載例） ・本市に立地する△△株式会社が〇〇市□□において、自動車部品製造工場の新設に必要な資金を貸し付ける事業 また、地方公共団体が作成した復興推進計画の認定の後、国による金融機関の指定、国と指定金融機関との利子補給契約の締結等の手続きが必要となる。更に、指定を受ける予定の金融機関が地域協議会の構成員であることが必要である。
	③　認定された復興推進計画は、公表されるものなのか。	透明性を確保するため、基本方針において、認定された個別の復興推進計画について、国において作成するウェブサイトにより、一覧形式で公開する旨の記載がなされており、認定された復興推進計画は公表されることとなる。

１０　その他		
	どの地域でどのように行うか等は未定であるが復興のために重要と考えられる構想段階にあるプロジェクトについて、復興特区制度を活用することは可能か。	復興に資すると考えられるプロジェクトの構想があり、地方公共団体、民間事業者等による推進の方向性がある程度固まっている場合には、例えば、プロジェクト単位で地域協議会を組織し、協議を進め、既存の制度による支援を受けたり、必要に応じて、新たな規制の特例措置等に関する提案を行ったりすることが考えられる。

【用語の定義等】

- 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第125号）：法
- 東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成24年復興庁令第１号）：法施行規則
- 復興特別区域基本方針（平成24年1月閣議決定）：基本方針
- 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）：震災特例法
- 復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和２年法律第46号）：改正法

事　務　連　絡
平成２４年４月９日

関係道県復興推進計画担当課　　御中
関係市町村復興推進計画担当課　御中

復興庁　復興特区班

復興産業集積区域の表示方法について

関係地方公共団体から簡素化の要望が多い復興推進計画における復興産業集積区域の表示方法について、地方公共団体の負担軽減を図るため、区域が明らかになるのであればより簡易な手法によることができるよう、別添のとおり具体的な表示方法をお示しします。

復興産業集積区域の表示方法

〇文章で復興産業集積区域に含まれる区域の全てを表示するパターン

	計画上の文章	図面
①	・地番により表示する	・概括図（縮尺問わない）
②	・大字、字又は小字により表示する	・概括図（縮尺問わない）
③	・地番及び大字、字又は小字の組み合わせにより表示する	・概括図（縮尺問わない）
④	・一定の地物、施設、工作物からの距離及び方向により表示する	・概括図（縮尺問わない）
⑤	・①～④に準じる方法により表示する	・概括図（縮尺問わない）

〇区域図(2,500分の1以上)で表示して文章で補足するパターン

	計画上の文章	図面
⑥	・地番等により表示する （区域図では明らかではない部分を文章で補足する。）	・区域図（2,500分の1以上)及び概括図（縮尺問わない）

※概括図は参考資料としての位置づけ

※概括図は市町村ごとに作成する。県が作成主体である場合には併せて県の概括図も作成する。

日本標準産業分類第13回改定分類項目新旧対照表

新＜第13回改定＞	旧＜第12回改定＞	備考
大分類　Ａ－農業，林業	大分類　Ａ－農業，林業	
大分類　Ｂ－漁業	大分類　Ｂ－漁業	
大分類 Ｃ－鉱業，採石業，砂利採取業	大分類 Ｃ－鉱業，採石業，砂利採取業	
大分類　Ｄ－建設業	大分類　Ｄ－建設業	
大分類　Ｅ－製造業	大分類　Ｅ－製造業	
09　食料品製造業	09　食料品製造業	
10　飲料・たばこ・飼料製造業	10　飲料・たばこ・飼料製造業	
11　繊維工業	11　繊維工業	
12　木材・木製品製造業（家具を除く）	12　木材・木製品製造業（家具を除く）	
120　管理，補助的経済活動を行う事業所（12 木材・木製品製造業）	120　管理，補助的経済活動を行う事業所（12 木材・木製品製造業）	
121　製材業，木製品製造業	121　製材業，木製品製造業	
1211　一般製材業	1211　一般製材業	
1212　単板（ベニヤ）製造業	1212　単板（ベニヤ）製造業	
	1213　床板製造業	項目移動（新1228へ）
1213　木材チップ製造業	121	
1219　その他の特殊製材業	1219　その他の特殊製材業	
122　造作材・合板・建築用組立材料製造業	122　造作材・合板・建築用組立材料製造業	
1221　造作材製造業（建具を除く）	1221　造作材製造業（建具を除く）	
1222　合板製造業	1222　合板製造業	
1223　集成材製造業	1223　集成材製造業	
1224　建築用木製組立材料製造業	1224　建築用木製組立材料製造業	
1225　パーティクルボード製造業	1225　パーティクルボード製造業	
1226　繊維板製造業	1226　繊維板製造業	
1227　銘木製造業	1227　銘木製造業	
1228　床板製造業		項目移動（旧1213から）
123　木製容器製造業（竹，とうを含む）	123　木製容器製造業（竹，とうを含む）	
～	～	

新＜第13回改定＞	旧＜第12回改定＞	備考
129 その他の木製品製造業（竹，とうを含む）	129 その他の木製品製造業（竹，とうを含む）	
13 家具・装備品製造業	13 家具・装備品製造業	
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	
15 印刷・同関連業	15 印刷・同関連業	
16 化学工業	16 化学工業	
17 石油製品・石炭製品製造業	17 石油製品・石炭製品製造業	
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	
19 ゴム製品製造業	19 ゴム製品製造業	
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	20 なめし革・同製品・毛皮製造業	
21 窯業・土石製品製造業	21 窯業・土石製品製造業	
22 鉄鋼業	22 鉄鋼業	
23 非鉄金属製造業	23 非鉄金属製造業	
24 金属製品製造業	24 金属製品製造業	
240 管理，補助的経済活動を行う事業所（24 金属製品製造業）	240 管理，補助的経済活動を行う事業所（24 金属製品製造業）	
241 ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業	241 ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業	
242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	
243 暖房・調理等装置，配管工事用附属品製造業	243 暖房装置・配管工事用附属品製造業	名称変更
～	～	
249 その他の金属製品製造業	249 その他の金属製品製造業	
25 はん用機械器具製造業	25 はん用機械器具製造業	
26 生産用機械器具製造業	26 生産用機械器具製造業	
27 業務用機械器具製造業	27 業務用機械器具製造業	
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	
29 電気機械器具製造業	29 電気機械器具製造業	
30 情報通信機械器具製造業	30 情報通信機械器具製造業	
31 輸送用機械器具製造業	31 輸送用機械器具製造業	
32 その他の製造業	32 その他の製造業	
大分類 F－電気・ガス・熱供給・水道業	大分類 F－電気・ガス・熱供給・水道業	

新＜第13回改定＞	旧＜第12回改定＞	備考
大分類　G－情報通信業	大分類　G－情報通信業	
37　通信業	37　通信業	
38　放送業	38　放送業	
39　情報サービス業	39　情報サービス業	
390　管理，補助的経済活動を行う事業所（39 情報サービス業）	390　管理，補助的経済活動を行う事業所（39 情報サービス業）	
～	～	
392　情報処理・提供サービス業	392　情報処理・提供サービス業	
3921　情報処理サービス業	3921　情報処理サービス業	
3922　情報提供サービス業	3922　情報提供サービス業	
3923　市場調査・世論調査・社会調査業		新設（旧3929から）
3929　その他の情報処理・提供サービス業	3929　その他の情報処理・提供サービス業	
40　インターネット附随サービス業	40　インターネット附随サービス業	
41　映像・音声・文字情報制作業	41　映像・音声・文字情報制作業	
大分類　H－運輸業，郵便業	大分類　H－運輸業，郵便業	
大分類　I－卸売業，小売業	大分類　I－卸売業，小売業	
大分類　J－金融業，保険業	大分類　J－金融業，保険業	
62　銀行業	62　銀行業	
63　協同組織金融業	63　協同組織金融業	
64　貸金業，クレジットカード業等非預金信用機関	64　貸金業，クレジットカード業等非預金信用機関	
65　金融商品取引業，商品先物取引業	65　金融商品取引業，商品先物取引業	
650　管理，補助的経済活動を行う事業所（65 金融商品取引業，商品先物取引業）	650　管理，補助的経済活動を行う事業所（65 金融商品取引業，商品先物取引業）	
～	～	
652　商品先物取引業，商品投資顧問業	652　商品先物取引業，商品投資業	名称変更
6521　商品先物取引業	6521　国内市場商品先物取引業	内容変更（旧6521,6529から）
6522　商品投資顧問業	6522　商品投資業	名称変更
6529　その他の商品先物取引業，商品投資顧問業	6529　その他の商品先物取引業，商品投資業	内容変更
66　補助的金融業等	66　補助的金融業等	

新＜第13回改定＞	旧＜第12回改定＞	備考
67 保険業（保険媒介代理業，保険サービス業を含む）	67 保険業（保険媒介代理業，保険サービス業を含む）	
670 管理，補助的経済活動を行う事業所（67 保険業）	670 管理，補助的経済活動を行う事業所（67 保険業）	
～	～	
673 共済事業，少額短期保険業	673 共済事業・少額短期保険業	名称変更
674 保険媒介代理業	674 保険媒介代理業	
675 保険サービス業	675 保険サービス業	
大分類 K－不動産業，物品賃貸業	大分類 K－不動産業，物品賃貸業	
大分類 L－学術研究，専門・技術サービス業	大分類 L－学術研究，専門・技術サービス業	
大分類 M－宿泊業，飲食サービス業	大分類 M－宿泊業，飲食サービス業	
75 宿泊業	75 宿泊業	
76 飲食店	76 飲食店	
760 管理，補助的経済活動を行う事業所（76 飲食店）	760 管理，補助的経済活動を行う事業所（76 飲食店）	
～	～	
769 その他の飲食店	769 その他の飲食店	
7691 ハンバーガー店	7691 ハンバーガー店	
7692 お好み焼・焼きそば・たこ焼店	7692 お好み焼・焼きそば・たこ焼店	
7699 他に分類されない飲食店	7699 他に分類されないその他の飲食店	名称変更
77 持ち帰り・配達飲食サービス業	77 持ち帰り・配達飲食サービス業	
大分類 N－生活関連サービス業，娯楽業	大分類 N－生活関連サービス業，娯楽業	
78 洗濯・理容・美容・浴場業	78 洗濯・理容・美容・浴場業	
780 管理，補助的経済活動を行う事業所（78 洗濯・理容・美容・浴場業）	780 管理，補助的経済活動を行う事業所（78 洗濯・理容・美容・浴場業）	
～	～	
789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業	789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業	
7891 洗張・染物業	7891 洗張・染物業	
7892 エステティック業	7892 エステティック業	
7893 リラクゼーション業（手技を用いるもの）		新設（旧7899から）
7894 ネイルサービス業		新設（旧7899から）
7899 他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業	7899 他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業	

新＜第13回改定＞	旧＜第12回改定＞	備考
79 その他の生活関連サービス業	79 その他の生活関連サービス業	
790 管理，補助的経済活動を行う事業所（79 その他の生活関連サービス業）	790 管理，補助的経済活動を行う事業所（79 その他の生活関連サービス業）	
～	～	
799 他に分類されない生活関連サービス業	799 他に分類されない生活関連サービス業	
7991 食品賃加工業	7991 食品賃加工業	
7992 結婚相談業，結婚式場紹介業	7992 結婚相談業，結婚式場紹介業	
7993 写真プリント，現像・焼付業	7993 写真現像・焼付業	名称変更
7999 他に分類されないその他の生活関連サービス業	7999 他に分類されないその他の生活関連サービス業	
80 娯楽業	80 娯楽業	
大分類 O－教育，学習支援業	大分類 O－教育，学習支援業	
81 学校教育	81 学校教育	
810 管理，補助的経済活動を行う事業所（81 学校教育）	810 管理，補助的経済活動を行う事業所（81 学校教育）	
～	～	
819 幼保連携型認定こども園		新設
8191 幼保連携型認定こども園		新設
82 その他の教育，学習支援業	82 その他の教育，学習支援業	
大分類 P－医療，福祉	大分類 P－医療，福祉	
大分類 Q－複合サービス事業	大分類 Q－複合サービス事業	
大分類 R－サービス業（他に分類されないもの）	大分類 R－サービス業（他に分類されないもの）	
88 廃棄物処理業	88 廃棄物処理業	
～	～	
92 その他の事業サービス業	92 その他の事業サービス業	
920 管理，補助的経済活動を行う事業所（92 その他の事業サービス業）	920 管理，補助的経済活動を行う事業所（92 その他の事業サービス業）	
～	～	
929 他に分類されない事業サービス業	929 他に分類されない事業サービス業	
9291 ディスプレイ業	9291 ディスプレイ業	
9292 産業用設備洗浄業	9292 産業用設備洗浄業	
9293 看板書き業	9293 看板書き業	

新＜第13回改定＞	旧＜第12回改定＞	備考
<u>9294　コールセンター業</u>		新設 （旧9299から）
9299　他に分類されないその他の事業サービス業	9299　他に分類されないその他の事業サービス業	
93　政治・経済・文化団体	93　政治・経済・文化団体	
94　宗教	94　宗教	
95　その他のサービス業	95　その他のサービス業	
96　外国公務	96　外国公務	
大分類　Ｓ－公務（他に分類されるものを除く）	大分類　Ｓ－公務（他に分類されるものを除く）	
大分類　Ｔ－分類不能の産業	大分類　Ｔ－分類不能の産業	